

広島市規則第19号

令和7年3月11日

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則  
広島市自転車等駐車場条例施行規則（昭和60年広島市規則第29号）  
の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「広島市富士見町第三自転車等駐車場」の右に「、広島市東新天地自転車等駐車場（自転車を駐車する場合を除く。）」を加え、「及び」を「、」に、「とする」を「及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場（自転車を駐車する場合を除く。）とする」に改める。

第8条第1項に次の1号を加える。

(6) 広島市五日市駅南口自転車等駐車場

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。